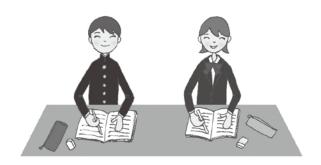
これまでの奨学金制度はどうなる?

誘致校奨学金 より有利な新奨学金制度に一本化

奨学金の全額免除となる条件を新奨学金制度と同じに 医療技術者奨学金

いま旧制度で貸与を受けている人はどうなる?

旧奨学金制度のまま貸与を受けるか、新奨学金制度に移行して貸与を受けるか 選択できます。



新奨学金 制度	9月26日 (火) ~ 10月31日 (火) 市内にある2つの専門学校 への進学希望者は、 平成30年1月31日(水)まで
医療技術者 奨学金制度	新年度、申請に必要な在学証 明書が発行されてから受け付 けます。 平成30年4月20日(金)まで

医療技術者奨学金制度

医療技術者として市内で働くことを目指す方は、医 療技術者奨学金制度をご利用ください。

○対象となる方

将来、市内で医療技術の業務に従事するために養 成校に進学される方

例:薬剤師、理学療法士、作業療法士、 保健師、助産師、看護師、准看護師、 臨床検查技師、診療放射線技師

○所得要件

主な生計者の前年所得額が700万円以下

○貸与額 入学金の全額 授業料の全額

月額5万円

○返還免除 新奨学金制度と同じ

※ただし、市内で医療技術者として就労することが必要です。

※新奨学金制度との併用はできません。

申請書などは、市ホームページに掲載しているほか、担当窓口でお渡ししています。 詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ

新奨学金制度 (誘致校奨学金 医療技術者奨学金制度 市民福祉部市民生活課 健康推進室 ☎63-3115

教育委員会学校教育課 学事指導係 ☎66-4894 産業観光部地域振興課 商工振興係 ☎63-4152)